

表 1（令和7年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
1	R 7	企画政策部 都市経営室 長崎創生推進室	長崎市第五次総合計画後期基本計画／第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略	8,046	R 6. 4 ～ R 8. 3	長崎市第五次総合計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）は、各分野における市政運営上の最上位計画として位置づけ、基本構想に掲げる「めざす都市像」の実現に向け、市民、企業、大学等と連携しながらまちづくりを推進している。 後半5年間は、各分野の施策が有する地方創生及び人口減少対策の効果をより明確にし、一体的な推進を図るため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を同計画に統合し、後期基本計画及び第3期総合戦略を策定する。	長崎市総合計画審議会及び長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において、各分野の施策の検証結果を経て計画案について審議するとともに、議会及びパブリックコメントにおける意見を踏まえながら後期基本計画及び第3期総合戦略を策定した。 今後は、本計画及び戦略を広く市民等に周知するとともに、本計画及び戦略に基づいた効率的・効果的な施策の推進を図る。	なし （配布済）
2	R 7	企画政策部 都市経営室	第3期長崎市教育大綱	0	R 7. 3 ～ R 8. 3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	市長と教育委員で構成される長崎市総合教育会議、議会及びパブリックコメントにおける意見を踏まえながら大綱を策定した。 今後は、学校、家庭、地域、企業等の様々な主体と連携して本大綱の基本理念に基づく「ひとづくり」に取り組む。	なし （配布済）
3	R 7	企画政策部 都市経営室	長崎市国土強靱化地域計画	0	R 7. 3 ～ R 8. 3	大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取組みとして計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための指針として国土強靱化地域計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	本市で想定される大規模自然災害に対して、国の国土強靱化基本計画や本市の地域特性、近年の自然災害や社会情勢の変化等を踏まえながら計画を策定した。 今後は、指標や各施策の検証を行いながら、計画の推進を図る。	なし （配布済）
4	R 7	企画政策部 都市経営室	長崎市過疎地域持続的発展計画	0	R 7. 4 ～ R 8. 3	過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。 過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海、三和	対象地域の実情や地域住民等の意見を取り入れながら計画を策定した。 今後は、本計画に基づき過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を生かした地域活力の更なる向上を図る。	なし （配布済）
5	R 7	企画政策部 都市経営室	第3期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン	178	R 7. 4 ～ R 8. 3	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点として、1市2町（長崎市、長与町、時津町）により長崎広域連携中枢都市圏を形成している。 連携中枢都市圏の中長期的な将来像や具体的取組みを示した長崎広域連携中枢都市圏ビジョンの次期計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	長与町・時津町と協議を重ね、圏域の民間や地域の関係者で構成される長崎連携中枢都市圏ビジョン会議での意見も踏まえ、ビジョンを策定した。 第3期ビジョンにおいては、「活力と魅力にあふれる長崎都市圏～住みたい、住み続けたい、訪れたい～」を目指す将来像として掲げ、その実現に向け、1市2町の連携を図り、成果を意識した事業実施を推進する。	なし （配布済）

表 1（令和7年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
6	R 7	総務部 人事課	第2次長崎市職員ワークライフバランス推進計画	0	R 7. 4 ～ R 8. 3	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、本市職員を対象に、事業主としての立場から策定する。 職員の仕事と生活の調和が図られ、職員が育児・介護等と仕事を両立することができるよう、次世代の育成にふさわしい職場環境の実現を図るとともに、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような職場環境の実現を図ることを目的とする。	職員アンケート結果、職員意見聴取会の意見等を踏まえ、長崎市特定事業主行動計画推進本部会議及び連絡会議を経て策定した。 今後は、育児・介護等と仕事の両立を目指す職員をはじめ、本市全職員のワークライフバランスの実現を図る。	なし （配布済）
7	R 7	総務部 人事課 ※任命権者 ごとに作成	障害者活躍推進計画	0	R 7. 1 ～ R 7. 3	障害者の雇用を一層促進し、障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるため、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者活躍促進法）に基づき事業主として策定する。	関係課からの意見を踏まえ策定した。障害のある職員等が相談できる体制を整えるとともに、研修等によりすべての職員の障害への理解を深め、意識改革を行っていく。また、障害のある職員一人ひとりの特性や能力をアンケート等により把握し、業務との適切なマッチングを図る。	なし （配布済）
8	R 7	市民生活部 自治振興課	第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	652	R 7. 4 ～ R 8. 3	市民が安全に、安心して暮らすことができるまちづくりを、市、市民、事業者が一体となって総合的に推進し、個人の生命、身体、財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とし、第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画が令和7年度に期間満了となるため、令和8年度を開始時期とする計画を策定した。 今後は、1市2町（長崎市、長与町、時津町）で計画の施策体系の整合を図り、施策連携に取り組む。	あり
9	R 7	市民生活部 自治振興課	第二次長崎市再犯防止推進計画	0	R 7. 4 ～ R 8. 3	関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指すため、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図る第二次長崎市再犯防止推進計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	長崎市再犯防止推進計画が令和7年度に期間満了となるため、令和8年度を開始時期とする計画を策定した。 今後とも出所後の初期段階から継続的で包括的な支援について、関係機関・団体相互の連携体制を更に強化及び充実するとともに、途切れることのない支援を行う。	あり
10	R 7	市民生活部 地域コミュニティ推進室	第2期みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】	1,562	R 6. 4 ～ R 8. 3	地域コミュニティのしくみを活用した地域自治の推進を図るため、地域福祉計画を包含した第2期みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	第1期みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】が令和7年度に期間満了となるため、令和8年度を開始時期とする計画を策定した。 今後とも安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを進める。	なし （配布済）

表 1（令和7年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
11	R 7	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画	85	R 7. 4 ～ R 8. 3	人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）の数値目標の見直し等を行う。	令和7年度が計画期間の中間年にあたることから、数値目標の見直しを行った。 今後は、見直し後の数値目標に基づき、計画に掲げる施策を着実に実行し、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現をめざす。	あり
12	R 7	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画	226	R 7. 4 ～ R 8. 3	男女共同参画に関する施策の推進を図るため、第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。	第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画が令和7年度に期間満了となるため、令和8年度を開始時期とする後期行動計画を策定した。 今後は、策定した後期行動計画に基づき、計画に掲げる施策を着実に実行し、一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす。	あり

表 2（令和8年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	方 法 及 び 事 業 効 果 等
1	R 8	市民生活部 自治振興課	第二次長崎市犯罪被害者等支援計画	285	R 8. 4 ～ R 9. 3	犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。	長崎市犯罪被害者等支援条例の基本理念である犯罪被害者等への支援について、長崎県の犯罪被害者等支援計画と整合を図りながら施策を講じていく。
2	R 8	市民生活部 新火葬場整備室	長崎市新火葬場整備基本計画	3,818	R 4. 10 ～ R 9. 3	もみじ谷葬斎場の建替えに関する基本方針等を示した基本構想を踏まえ、施設規模や建設場所等を示す基本計画を策定する。	基本構想を踏まえ、候補地の検討を進めるとともに、長崎市火葬場整備計画審議会や市民の意見等を幅広く取り入れながら、計画の策定に取り組む。